

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されました。

田園調布医師会立訪問看護ステーションは、令和8年度より「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。(DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えること)

・算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 50 円

・対象者

医療保険で訪問看護(訪問看護療養費)を算定している方が対象です。

・施設基準

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - (ア) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - (イ) マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
5. 4の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2028 年 6 月 1 日

一般社団法人田園調布医師会
田園調布医師会立訪問看護ステーション